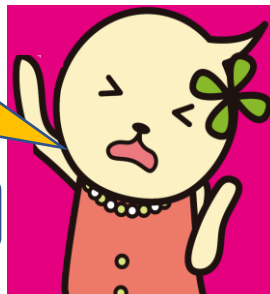


自転車の『ながらスマホ』罰則強化 編

今年の11月から自転車の『ながらスマホ』が罰則強化されたって～。
このまえ、危ない目にあったからありがたいわ～。



よくぞ、そこに触れてくれました！！



今回の改正道路交通法は、自動車を運転している際のカーナビの注視やスマホの通話・保持といった「ながらスマホ」を対象としていた従来からの罰則が、自転車にも拡大して適用されるというものだよ。

つまり、自転車だけど罰則（↓↓↓）がエグイのよ。。

違反事例	罰則
スマホなどを手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合	6か月以下の懲役 または
スマホなどの画面に表示された画像を手に保持して注視しながら自転車を運転した場合	10万円以下の罰金
スマホなどを使用または画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合	1年以下の懲役 または
	30万円以下の罰金

ほんとだ！こんなんです事故起こしたら会社にも迷惑をかけることになるかも知れないし、気を付けないと。



そのとおり！

MS&ADインターリスク総研※によると、

1. 社員が処罰を受けるリスク
2. 社員に業務として自転車を
使用させている際の交通事故リスク
3. 企業の評判を損ねるリスク

が会社が考えるべきリスクなんだって！ ※；<https://rm-navi.com/search/item/1922>



自転車だからって甘く考えないで、
会社に迷惑かけないように日頃から注意しないとね！！

お得

住友商事グループ専用の団体保険をご存知ですか？

団体割引が適用され、なんと、最大**32.5%OFF**！ (※)

住友商事グループ専用『団体保険』はこちらから ⇒
『住友商事グループあんしんサイト』へ



住商インシュアランス株式会社は、住友商事100%出資の事業会社です。
住友商事グループ各社の事業活動や住友商事グループ役職員の皆さまの日常生活をお守りするため、様々なリスクについてご説明するとともに、生命保険や損害保険を活用し、そのリスクの転嫁策をご提案いたします。

※団体割引は2024年6月1日から2025年6月1日の間に始期日があるご契約に適用されます。
なお大口団体割引は団体全体のお引受実績に応じて毎年6月1日に見直されます。